

令和4年度（2022年度）

社会福祉法人 いなほ福祉会

児童発達支援センター 通園くじら 事業計画書

1、事業所所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦342

電話 0735-29-7502

FAX 0735-29-7503

2、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと<発達支援>や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと<家族支援>を事業の目的とします。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たし<地域支援>、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていきます。

3、利用定員

定員 20名 利用登録者 25名（R4年4月予定）

4、職員体制

職種	定数	現員
管理者	1名（兼務可）	1名
児童発達支援管理責任者 （児童発達支援） （保育所等訪問支援）	1名	1名
相談支援専門員	1名（兼務可）	3名（兼務）
保育所訪問員	1名（兼務可）	1名（兼務）
保育士	4名	5名
児童指導員	2名	3名
指導員		3名

看護師（児童指導員）		2名（兼務1名）
給食調理員	1名	2名
送迎運転手		3名
嘱託医	1名	2名
合 計	12名	26名

5、営業日及び営業時間

① 営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第1・3土曜日

② 営業時間

月～金曜日 8：30～17：00

第1・3土曜日 9：00～12：00

③ サービス提供時間

月～金曜日 9：00～15：00（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第1・3土曜日 9：30～11：30

6、今年度の重点方針

<発達支援>・・通所児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。

<家族支援>・・通所児童の家族に対するの支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。また適正な就学や転園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。

① 質の高い保育の提供と発達支援の充実を目指します

通園開始以来長年勤務していた保育士が退職し、新規に数名の職員を採用する年となります。異動もあり、職員集団の変遷期となりますが、日々情報共有を密にし、先輩保育士や発達相談員がスーパーバイズを行い、今まで以上に質の高い保育を提供することを目指します。

② 次世代育成を意識した主任の登用を行います

各事業所には数年後に定年を控えた管理者が在籍し、次世代の育成が必要となってきました。これまで保育現場に責任をもって保育を担ってきた保育士が児童発達支援管理責任者として1年間勤務し、事業所運営について管理者と共に責任を持つ経験をして

きました。今年度は、主任として登用し、保育現場と職員集団、保護者対応について責任をもつ立場として、管理者と共に事業所運営を行えるよう次世代の育成を行います。

③ 法人の発達相談人として地域での活動を始めます

新宮・東牟婁圏域内は、発達相談員の確保が難しく、各市町村が年に数回、遠方からの心理士を招致して行っている現状があります。発達相談を受けたくても受けられないケースが多くあり、早期発見、早期療育という理想的なシステムがまだまだ未完成の状況と言えます。児童発達支援センターの在り方としては、事業所の子どものみならず、地域の子どもを支える機能も必要とされています。法人の発達相談員も勤務3年目となり、ケース数も多くこなしてまいりました。地域の子どもたちの発達が科学的に理解され、より良い支援を受けていくために、センターとして発達相談員の派遣を行っていくことが役目とされます。まずは、経験豊かなスーパーバイザーからの指導を受けながら、自治体主催の発達相談を担い、より豊かに経験を積み重ね、法人の発達相談員として地域に根付いていくことを目標とします。

④ 言葉の相談の実施

三重県の事業所の所属として、法人の言語聴覚士の雇用が確定しました。これまで、新宮・東牟婁圏域の子どもたちは言語療法や作業療法を受けるために、上富田町まで通ったり、新宮保健所にて年1回程度受ける方法がとられ、遠方の場合には職員が同席できない為、連携しづらく専門的なアドバイスも聞けない状況でした。法人で言語聴覚士を雇用することで、定期的にことばの相談を行い、言語聴覚士の専門的なアドバイスをもとにより良い支援を実施していきます。

<地域支援>・・・地域の子育て環境や支援体制の構築

⑤ 療育相談の実施と支援の構築

地域の保育所等に訪問員が出向き、障害児が集団の中で、障害児以外の児童との生活に適応するために専門的な支援を行う保育所等訪問支援には、障害福祉サービス受給者証の手続きや利用者負担があり、利用しづらい現状があります。在宅の子どもの療育相談や、保育所に出向いて障害児に対する保育の相談等、センターとして地域に根差した機能が充実するよう、地域の保健師と密に連携して必要な資源や残されている課題等を把握し、法制度にのった支援を構築していきます。

⑥ わんぱく教室を通して地域の保育所等と連携をはかる

これまでもわんぱく教室に参加しているご家庭とは、年2回のモニタリングを通してご家庭の様子や園での様子を聞き取りながら、発達支援をしてまいりましたが、進路に関しては、在園している園や地域の保健師さん任せとなっており、把握できないままの進路決定となっていました。また、家庭での育児において、一日一日の関りが大切な子どもたちにとって、在籍している園との情報共有は必須となります。わんぱく教室に通ってくる子どもたちが充実した毎日を送れるよう、定期的に在籍園と連絡を取り、意識して連携を深め、良い関係が構築できるよう努めます。

⑦ 相談支援専門員の確保

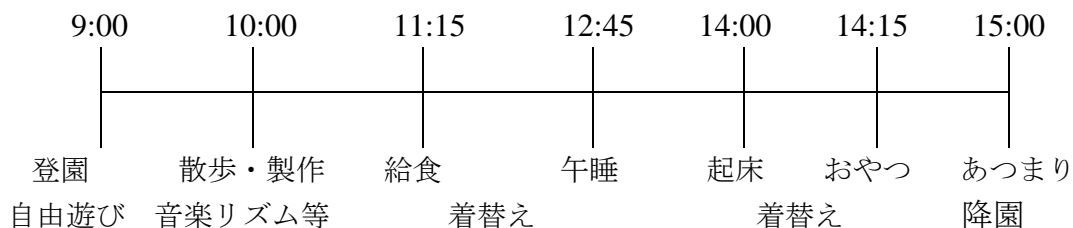
学童期の相談支援を始めて2年目となり、専門性の向上や常勤に近い形での相談支援専門員の雇用が必要となってきました。これまでに保育現場で経験を重ねた看護師

を常勤に近い形で雇用し、相談支援専門員の指導のもと、計画相談のシステムを知り資格取得の研修に参加し、次年度には相談支援専門員として配置することを目指します。

7、利用者への福祉サービス

(1) 日課

(月～金曜日)



(第1・第3 土曜日)

9:30 登園 10:00 あつまり・活動 11:30 降園

(2) 保育・療育支援

<ねらい>

子どもは、ほぼ毎日、1日6時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助を受けながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

<内容>

- ①道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ、手遊びなどを多くとり入れた保育・療育を行います。
- ②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。
- ③就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

(3) 親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週1回 火曜日9時から11時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年1回の家庭訪問・年2回の個別懇談を実施します。

保護者学習会の実施は、新型コロナ感染予防のため、通園めだか・通園らっことの共同開催は見送り、1事業所で行い、積極的にオンライン開催も行います。

(4) その他必要な援助

園での発達相談を開催します。

市町や保健所による発達相談等への情報提供と同行を行います。

個別療育・個別相談・医療機関への同行及び情報提供を行います。

(5) 健康管理

年2回 嘱託医による健康診断を実施します

年2回 歯科嘱託医による歯科検診を実施します

年2回 検尿を実施します

年1回 和歌山県立盲学校の先生による 視力検査を実施します。

(6) 送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を聞き、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。

(7) 給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるように支援します。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。一食につきおやつも含め200円（低所得者については100円）となります。

8、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

9、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

10、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

- ・救命救急講習会の実施（年に1回）

11、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

12、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはか

るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・避難訓練等の実施（月に1回）
- ・防犯訓練の実施（年に1回）
- ・消防設備等の点検（年に2回）

1 3、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

虐待防止責任者	保田 央
虐待受付担当者	田中 梢

1 4、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

苦情解決責任者	保田 央
苦情受付担当者	田中 梢
第三者委員	那智勝浦町役場 福祉課 福祉厚生係

1 5、職員（援助者）の援助技術の向上

- （1）職員会議の実施（月4回）
- （2）研修の実施
 - ・研修計画の策定
 - ・各種研修会への参加
 - ・発達の学習、障害についての理解、就園・就学についての学習等
 - ・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

1 6、事務・財務管理

- （1）会計処理の適正化を図ります
- （2）請求事務の効率化・適正化を図ります
- （3）経費の省力化を図ります

1 7、その他の業務

- （1）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います
- （2）新宮・東牟婁圏域自立支援協議会子ども部会・相談支援部会・運営部会への協力を行います
- （3）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます

(4) 地域との協力を努めます

年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／家庭訪問／保護者懇談会／歯科検診

夏：5歳児宿泊保育／夏祭り

秋：運動会／個別懇談／給食参観／父親・家族参観

冬：クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式